

財団法人 公益法人協会 第100回理事会議事録

- 1 開催場所 如水会館「けやきの間」
- 2 開催日時 平成21年3月23日(月) 16時～18時10分
- 3 理事現在数及び定足数
現在数 15名、定足数 10名
- 4 出席理事数 15名 内訳 本人出席 12名
委任状出席 3名
(本人出席) 太田達男、片山正夫、加藤広樹、金沢俊弘、鈴木勝治、田中 皓、
土肥寿員、長瀧重信、宮川守久、水野淳二郎、宮川康雄、山本 正
(委任状) 浦上節子、福原義春、堀田 力
(監事出席) 中田ちず子、平川純子
(オブザーバ) 平山熊三郎、森川洋典
- 5 議 案 第1号議案『議事録署名人選出』の件
第2号議案『諸規程の改定』の件
第3号議案『平成21年度役員報酬』の件
第4号議案『平成21年事業計画及び予算』の件
報告事項 ①諸規程の制定及び改定案について
②当協会の公益認定の経過及び移行後の当面のスケジュールについて
③移行に伴う評議員の異動について
④基本財産について(公法協の考え方)
- 6 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
次に、太田理事長から、当協会が3月18日付で内閣府より公益認定を受けたこと、4月1日に移行登記申請を行うことにより、特例財団法人としての理事会は今回が最後となる旨、報告があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
寄附行為の規定に基づき、太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。
 - ①第1号議案『議事録署名人選出』の件
議長が、本理事会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、金沢 俊弘、土肥 寿員 の両理事を出席理事全員一致で選出した。
 - ②第2号議案『諸規程の改定』の件
金沢専務理事より、次の3規程の改定に関する本議案の内容説明があった。
 - ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - ・事務局規程

・印章取扱規程

説明によると、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の改定は、規程中の常勤役員俸給表に記載されている常勤役員の月額報酬の刻み幅を、5万円から2万円に変更することによるもので、上限及び下限の金額に変更はない。また、「事務局規程」の改定は移行後の業務分担等事務局体制の変更によるもの、「印章取扱規程」の改定は移行に伴う印章の改廃及び条文の整備によるものである。改定後の規程の施行日は「事務局規程」が平成21年4月1日、それ以外の2つは移行による設立登記日となる。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

③第3号議案『平成21年度役員報酬』の件

理事長より、平成21年度の役員報酬について、第2号議案で改定した「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」に基づき、各常勤役員の報酬について議案説明があった(別紙)。説明によると、今回は旧理事会なので本来はここで決める必要はないが、万全を期すため、少なくとも新法人の理事会を開催する6月までの3か月間については役員報酬を決めておく、とのことである。

本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

(質問) 定款上、評議員会の決議事項の中に、役員報酬の額というものがあったように記憶している。本議案との関係はどうか。

(太田理事長) 評議員会では総額を決めるが、その総額については「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」が評議員会ですでに決議されている。したがって、最大どのくらいになるかは、規程の別表で分かる。具体的な金額をいちいち評議員会で諮る必要はない、という解釈に基づくものである。

(鈴木専務理事) 評議員は(金)額、理事は支給基準になる。

以上のような質疑応答を経て審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

④第4号議案『平成21年事業計画及び予算』の件

平成21年度事業計画について理事長から、続いて予算について金沢専務理事から内容説明があった。説明によると、平成21年度は公益認定による移行後初年度となり、いわば第二の創業期を迎えることになる。新しい定款に基づき、自律的で創造的な公益活動を推進、支援する。具体的には、i) 税制を含め新制度の正しい理解のための普及啓発活動に注力する、ii) 無料相談・セミナー等の充実により、現行公益法人の円滑な移行のための支援体制を強化する、iii) 専門家・実務家によるプロジェクトチームを立ち上げ、新制度の問題点に関する調査研究を行う。また、平成20年度収支は緊急性が高い事業の実施により大幅な赤字を想定しているが、21年度は支出超過の要素は特に見当たらず、収支拮抗した予算案となった。

本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

(加藤理事) 「NOPODAS」(非営利法人データベースシステム)の項に「寄附文化を育て、市民活動をより活発化する」とあるが、具体的にはどういうこと

を考えているのか。

(太田理事長) 寄附については2つ考えている。1つは各団体の寄附募集を無料で掲載し、市民など潜在的な寄附者に向け、改善した寄附税制とともにPRすること。もう1つは、寄附情報の公開を希望する団体に、ボランティアサブミッションと表しているが、+αの公開情報を提供してもらうこと。そうしたことによって、寄附文化を育てたいと考えている。

(片山理事) 「第二の創業」に関するPRについて。定款の目的をみても、従来のように法人格にこだわらず、公益活動を包括するというかなり大きなもの。企業のようにロゴを変えるとか、機関誌を全面リニューアルするとか、何か目に見える形でのアピールを考えているか。

(太田理事長) ご指摘のとおり、ビジュアルかつインスタントリーに訴える必要がある。今のところ、協会の通称とかセカンドネームとして「民間公益活動推進センター」という呼称を、名刺や封筒などに刷り込む予定である。ツールは今後、考えたい。

(金沢専務理事) 当協会には効率性の問題とか、体質が古い面が残っている。本年は6月までに規程の制定、改定を一通り行うとか、あるいは経理部門を強化するとか、まずは地道に、内部から変える必要がある、と考えている。

以上のような質疑応答を経て審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(3) 報告事項

次のとおり報告があった。

①諸規程の制定及び改定案について

鈴木専務理事及び金沢専務理事より、新年度の評議員会又は理事会に議案として提出する予定の下記内部規程案について事前の報告及び説明があり、了承された。

- ・理事会運営規則、理事の職務権限規程、委員会規程、寄附金等取扱規程（以上、理事会に付議予定）
- ・評議員会運営規則、役員等候補選出委員会規則（以上、評議員会に付議予定）

②当協会の公益認定の経過及び移行後の当面のスケジュールについて

理事長より、当協会の公益認定申請から取得まで一連の事務手続の具体的な経過、また、移行登記申請から6月の定時評議員会による理事改選まで等のスケジュール及びその内容について説明があり、了承された。

③移行に伴う評議員の異動について

理事長より、当協会の移行に伴う役員等の異動について、改めて説明があった。説明によると、現評議員30名のうち4名（青木昭明、樫尾幸雄、中山 暁、本田真也の各氏）は移行登記をもって退任の際、最初の評議員に就任しない。他の26名及び桐原保法氏は、移行後最初の評議員に就任する。また、理事15名及び監事3名はいわゆる移行を跨ぐ形になり、異動は発生しない。なお、退任する評議員4氏のこれまでの厚意に対し、理事長より謝辞があった。

④基本財産について（公法協の考え方）

理事長より、基本財産に関する当協会の考え方として、設立時の寄附のみならず寄附者及び法人側が後に繰り入れた財産を基本財産としてきた長年の実態があることから、一般法人法172条2項の定義だけでなく、基本的には社団法人を含め法人の自主的判断により幅広く定款で定義することが可能であるはず等について報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

平成21年3月23日

議 長 太 田 達 男 

議事録署名人 金 沢 俊 弘 

議事録署名人 土 肥 寿 貞 

(別紙)

平成 21 年度(4 月～6 月)役員報酬の金額等

(単位：円)

氏名	号俸	年間換算 役員報酬	平成 20 年度	勤務形態
理事長 太田 達男	28 号俸 (月額 64 万円)	(7,680,000)	7,800,000	所定勤務 週 5 日
専務理事 金沢 俊弘	26 号俸 (月額 60 万円)	(7,200,000)	7,200,000	所定勤務 週 5 日
専務理事 鈴木 勝治	15 号俸 (月額 38 万円)	(4,560,000)	3,600,000	所定勤務 週 4 日
常務理事 土肥 寿員	15 号俸 (月額 38 万円)	(4,560,000)	4,200,000	所定勤務 週 5 日
理事 宮川 守久	1 号俸 (月額 10 万円)	(1,200,000)	1,200,000	所定勤務 週 1 日

- 1 平成 21 年 6 月定時評議員会において理事全員が改選されるため、取り敢えず 6 月までの役員報酬につき了承を求めるもの(予算上は、年間換算額を計上、ただし、宮川理事については 6 月まで 3 か月分を計上)。
- 2 鈴木専務理事及び土肥常務理事の増額は、当協会主催・共催のセミナー及び当協会の出版物にかかわる講師謝金及び原稿料について、平成 20 年度までは協会規定による金額を両氏には支払っていたが、本年度よりこの支払いを取りやめたことによる調整である(役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則第 1 条、第 2 条、第 4 条)。
- 3 太田理事長の減額は旧号俸(65 万円)に該当する号俸がなくなったことによる調整である。
- 4 なお、役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 3 条第 4 項)。

ず
こ
人
が

印